

杉並区立向陽中学校PTA会則

第一章 総則

第1条 [名称]

本会は杉並区立向陽中学校PTAと称し、事務所を杉並区下高井戸3-24-1向陽中学校に置く。設立年月日を昭和28年4月20日とする。

第2条 [目的]

本会は会員の協力の下、本校教育の振興と、生徒の福祉の増進・健全なる育成を図ると共に、会員相互の親睦と教養を深めることを目的とする。

第3条 [方針]

本会は前条の目的を達成するため民主的に活動し、非営利的、非政党的、非宗教的でなければならない。また、自主独立の任意団体であり他の団体等の干渉を受けない。

第4条 [会員]

本会は本校に在籍する生徒の保護者及び教員で組織する任意加入の団体である。希望がある場合職員も加入することができる。会員は会費を納入し、平等の権利と義務を有する。

第5条 [顧問]

学校長は本会の顧問とし、役員選考委員会を除く全ての会議に出席し意見を述べることができる。

第二章 役員

第6条 [役員の種類及び定数]

本会の役員及び会計監査は次の通りとする。

会長	1名	(保護者1名)
副会長	3名以上	(保護者2名以上、教員1名以上)
書記	3名以上	(保護者2名以上、教員1名以上)
会計	3名以上	(保護者2名以上、教員1名以上)
会計監査	2名	(保護者2名)

第7条 [役員任期]

役員及び会計監査の任期は1年とする。但し役員及び会計監査に欠員が生じた場合は、運営委員会にて協議する。

第8条 [役員職務]

1. 会長は本会を代表して会務を統括し、総会及び運営委員会を招集する。役員選考委員会を除く全ての会議に出席し意見を述べることができる。
2. 副会長は会長を補佐し会長が不在の時は、その職務を代理する。
3. 書記は本会の会務を整理し、総会と運営委員会の議事を記録し、各種会合の通知をする。
4. 会計は本会の会計事務一切を担当し、年度初めの総会において会計監査を経た決算報告をする。
5. 会計監査は会計及び備品を監査し、その結果を総会に報告する。

第9条 [役員選任]

役員及び会計監査の選挙及び選出に関しては、別に細則を設ける。教員の役員は別に教員より選出する。

第三章 会議

第10条 [会議の種類]

会議は、定期総会、臨時総会、運営委員会、学級会、各委員会、その他特別委員会など会長が必要と認めるものとする。

第11条 [会議の成立と議決]

全ての会議は委任状を認め、委任を含めた定数の二分の一で成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。会議は集会・オンライン・書面など形式を問わない。可否同数の場合は、議長の裁決による。但し、会則の変更は総会もしくは臨時総会で委任を含めた定数の三分の二の賛意を得なければならない。

第12条 [会議の招集]

総会、運営委員会の招集は会長がこれを行う。各委員会の招集は各委員長がこれを行う。

第13条 [総会]

総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

1. 年度初めの総会は次の事を行う。
 - (1) 会計監査の承認を得た前年度の決算、新年度の予算審議と承認
 - (2) 新年度の活動計画の審議と承認
 - (3) その他必要となる事項
2. 臨時総会は次の場合に招集する。
 - (1) 会長が必要を認めた時
 - (2) 運営委員会が招集の必要を決議した時
 - (3) 会員の五分の一以上の署名により招集の請求があった時
3. 会則の変更並びに会費の変更は総会もしくは臨時総会の議決を得なければならない。

第14条 [運営委員会]

運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員、各正副委員長、各学級委員をもって構成する。その職務は次の通りとする。

1. 総会に提出する議事の作成
2. 各委員会から提出された計画の審議と決定
3. 本会運営企画
4. 予算の構成
5. その他委任された事項

第15条 [特別委員会]

会長は必要に応じ、運営委員会の承認を得て特別委員会を設けることができる。

第16条 [学級会]

本会の目的を達成するために各学級に学級会を置く。学級会は各学級をまとめ、学級内の親睦を図ると共に生徒の福祉に努める。

学級会は必要に応じて学級委員が招集する。但し年度初めの学級会は、会長が招集する。また学級会は学年毎に合同で開くことができる。

第四章 委員会

第17条 [委員会]

本会は、活動のために学級委員会、地域委員会、広報委員会、役員選考委員会を置く。委員の任期は1年とする。委員の選出に関しては別に細則を設ける。

第18条 [学級委員会]

学級委員会は、各学級の学級委員と教員をもって構成し、各学級内の調整と親睦に努める。互選により各学年に代表1名を置き、その内1名を委員長、2名を副委員長とする。

第19条 [地域委員会]

地域委員会は委員及び教員をもって構成し、学校と地域の連携のもと、地域社会における教育環境の向上と生徒の安全に関する活動に努める。互選により委員長1名、副委員長1名以上、育成会担当委員1名を置く。

第20条 [広報委員会]

広報委員会は委員及び教員をもって構成し、広報紙などを通じPTA活動を会員に周知させると共に、時宜に合った広報活動に努める。互選により委員長1名、副委員長1名以上を置く。

第21条 【削除】

第22条 [役員選考委員会]

役員選考委員会は委員及び教員をもって構成し、役員及び会計監査選考にあたる。互選により委員長1名、副委員長1名以上を置く。

第五章 会計

第23条 [会計年度]

本会の会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。

第24条 [会費]

本会の経費は会費及びその他をもってこれにあてる。会費は1家庭年額2,800円（PTA保険は別途）、教員2,800円とする。会費の変更については総会の承認を得なければならない。なお、休校措置などで活動期間の短縮や活動の縮小がされた場合に限り、総会での承認を得る前に特別（臨時）措置としての会費の変更を行うことができる。

第六章 その他

第25条 [同好会]

1. 同好会は、会員相互の親睦と教養を深めることを目的とする。同好会の設置・活動認可は運営委員会で審議し、総会にて承認する。
2. 同好会には、PTA活動費より活動補助金を支出することができる。

第26条 [細則]

本会則に細則を設けることができる。細則の制定及び改定は、運営委員会の承認を得、総会において報告する。

付 則

本会則は昭和28年4月20日より施行する。

参考	昭和29年3月22日	一部改定
	昭和31年4月30日	一部改定
	昭和35年3月14日	一部改定
	昭和47年1月28日	一部改定
	昭和50年12月15日	一部改定
	昭和52年3月8日	一部改定
	昭和53年12月15日	一部改定

昭和57年3月3日	一部改定
昭和62年3月10日	一部改定
平成13年2月23日	一部改定
平成15年2月25日	一部改定
平成15年5月22日	一部改定
平成20年2月19日	一部改定
平成24年3月5日	一部改定
平成30年2月15日	一部改定
令和2年2月13日	一部改定
令和2年7月8日	一部改定
令和3年7月16日	一部改定

細 則

細則 1. 【役員及び会計監査の選挙及び選出に関する細則】

1. 第 1、第 2 学年の保護者より 11 名以上を選出する。選出方法は、立候補・くじ引き・その他とし、その遂行については役員選考委員会に一任する。
2. 候補者決定後、互選により役員として会長 1 名、副会長 2 名以上、書記、会計 2 名以上を選出する。
3. 役員候補者決定後、会計監査 2 名、補助 2 名を決定する。ただし、会計監査は原則各学年 1 名とする。
4. 役員選出の留意事項
以下の者は定められた期間、候補者の選出の際、その意思を尊重されるものとする。
 - (1)役員経験者：辞退権をもつ
 - (2)委員長経験者：2 年間
 - (3)副委員長経験者：1 年間

細則 2. 【委員の選出に関する細則】

1. 学級委員は、各学級から 1 名選出する。
2. 地域委員、広報委員、役員選考委員は、各学級から 1 名、あるいは該当学年の学級数を上限として学年より選出する。
3. 以下の者は定められた期間、候補者の選出の際、その意思を尊重されるものとする。
 - (1) 役員経験者・委員長経験者・副委員長経験者：辞退権をもつ
 - (2) 委員経験者：1 年間

細則 3. 【慶弔規定】

1. 弔慰金は次の通り定める。
 - (1) 生徒 5000 円
 - (2) 保護者 5000 円
 - (3) 教員 5000 円
 - (4) 教員の配偶者 5000 円
2. 慶祝金は次の通り定める。
 - (1) 教員の結婚 5000 円
3. 上記以外の特別な事情がある場合は、運営委員会で協議する。

細則 4. 【P T A同好会活動規定】

1. 本会会員は会則第 2 5 条の規定に基づき、同好会を設立し、運営することができる。
但し、同好会代表は本会会員でなければならない。
また、設立、及び運営においては次の各条項を禁止する。
 - (1) 政治団体、政治家、及び宗教を支援する同好会の設立、及び活動
 - (2) 活動が営利目的である同好会
 - (3) その他、会員、本校生徒、学校、及び本会の関係する団体に対して有害と認められる活動
 - (4) 3 名未満での同好会の新規設立

2. 同好会の設立・継続・休止・解散にあたっては、代表となる会員が次の 事項を記載した「同好会各種（設立・継続・休止・解散）申請書」を本会会長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。また、同好会の設立後、毎年の活動継続についても同様とする。
 - (1) 申請する同好会の名称
 - (2) 活動開始年月日
 - (3) 活動の目的と事業内容
 - (4) 代表者、及び役職者の氏名（本会会員である者に限る）
 - (5) 構成員名簿
 - (6) 活動場所及び活動等の頻度

3. 同好会加入資格は本会会員または元本会会員であること。

4. 同好会を運営する役職者は、随時構成員を募ることができる。
学校ホームページ P T A 欄・書面等の手段における募集においては、会長の承認を得なければならない。

5. 同好会に対しては、P T A 会計から経費補助をすることがある。
その場合、定期総会での承認を得て金額等を決定する。
また、年度末に当該年度の活動、及び P T A 会計からの経費補助に対する収支決算を書面で会長に報告しなければならない。

6. 同好会の設立・運営に関する本規定に定めない事項について審議がある場合は、運営委員会で審議のうえ、対応を決定する。

平成 30 年 2 月 15 日 一部改定
令和 2 年 2 月 13 日 一部改定
令和 2 年 7 月 8 日 一部改定
令和 3 年 3 月 6 日 一部改定
令和 3 年 6 月 19 日 一部改定